

件名	亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条が第19条に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">< 第1条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 5 号

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例

亀山市職員定数条例（平成 17 年亀山市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 21 条」を「第 19 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。